

蟹江町民間木造住宅耐震診断実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県民間木造住宅耐震診断費補助金交付要綱の規定に基づき蟹江町が行う木造住宅耐震診断事業の実施に必要な事項を定め、耐震改修、耐震補強並びに建替え等の誘導を促進することにより、大地震災害から町民の生命、財産の保護を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 居住の用に供している昭和56年5月31日以前に建築又は着工された木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋・共同住宅及び併用住宅で貸家を含む。）ただし、3階建以上は対象外とする。

2 愛知県木造住宅耐震診断員（以下「耐震診断員」という。）が派遣されてから、診断対象外であることが判明した場合は診断を終了する。その場合、当該診断は無効とし、費用負担は発生しないものとする。

(申込者)

第3条 蟹江町内に既存木造住宅を所有する者（借家人、賃借人を除く。）をいう。ただし、貸家等の場合は居住者の同意を必要とする。

(申込資格)

第4条 この事業による診断を受けるためには、第2条に規定する既存木造住宅で、かつ、前条に該当する者が申し込まなければならない。

(派遣の可否の決定及び通知)

第5条 町長は、申込書を受理した場合は、その内容が前条の規定に適合し、適当と認めるときは耐震診断員の派遣を決定し、適合しないと認めるときはその理由を付して申込者に通知するものとする。

(診断員の派遣)

第6条 派遣が決定した申込者への耐震診断員の派遣は、原則として申込書の先着順とする。

2 申込の棟数が当該年度に実施可能な棟数を超えた場合は、その申込を翌年度の申込とみなすことができるものとする。

(事業費)

第7条 本事業は、国・県の補助金及び町費をもって充てる。

(派遣委託契約)

第8条 町長は、改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき愛知県が実施した講習会の課程を修了し、登録された耐震診断員と派遣委託契約を締結する。

(完了報告)

第9条 派遣業務受託者は、精密診断が完了したときは、速やかに完了報告書を町長に提出しなければならない。

(適用除外)

第10条 この要綱の規定により耐震診断員の派遣を受けた住宅については、再びこの要綱の規定に基づく耐震診断員の派遣を申し込むことができない。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。